

住居衛生に対する諸外国の対応

東京都清掃局環境指導部産業廃棄物指導課 池田 誠
(寄稿時の所属は東京都衛生局生活環境部環境指導課：環境衛生監視員)

この度、「住居衛生に対する諸外国の対応」をテーマとして、イギリス、スウェーデン及びオランダの3か国を視察訪問(平成8年9月6日～12月4日)する機会を得たので、その調査内容の概略を紹介します。

なお、この研修は、現在東京都で取り組んでいる「健康・快適居住環境の確保対策」事業を進めていく上での基礎資料としていくため、主に行政機関を中心に、海外視察調査を行ったものです。

1 イギリス(英国)

(1) EHO(Environmental Health Officer)の業務

イギリスには、日本の環境衛生監視員と比較的似た業務を行っているEHOと呼ばれる監視員がいる。EHOの多くは地方当局(Local authority : LA)に勤めており、①食べ物や飲食店施設の衛生水準のチェック及び必要な助言・指導、②住宅監視や住宅改善の補助金の手配、③店舗、事務所、倉庫、レクリエーション施設等における事故や紛争の調査及び従業員や施設を利用する人達の健康や安全を守るための助言・改善指導、④地域の騒音などの公害の監視・調査、等を行っている。

(2) 住宅改善の手続き

LAは住宅法等に基づき、住宅への立ち入り権限を持って、劣悪な住宅の改善命令等を行っている。不適合施設と判断した場合は、① a repair notice (修繕通知)、② a closing order (閉鎖命令)、③ a demolition order (解体命令)等の措置を行う。

なお、劣悪な住宅の把握は、主に居住者からの苦情により発見されることが多いが、閉鎖命令や解体命令は、現在ほとんど行われていない。

改善に当たっては、詳細な説明書を付けた通知書が、施設の所有者・管理者等に提示される。また、通知に従わず改善工事を実施しない場合、LAが工事を代わりに実施し、それにかかった費用の回収(コスト・リカバリー)を行う。

(3) 住宅改善補助金制度(The grant system)

必要な住宅改善を行う際に、その工事費用を支払う余裕のない人を支援するために、住宅改善補助金制度が実施されている。補助金は自治体が義務的に与えなければならない補助金(最高支払い限度額はイングランド地域で£20,000である。1£≒190円1996年末現在)と任意(自由裁量)に決定できる補助金がある。

主な住宅改善補助金には、①修復補助金、②共用部分修復補助金、③多数人専有協同住宅修復補助金、④身体障害者用設備補助金、⑤簡易修復補助金、等がある。

また、補助金の金額は、個人の資産(収入や貯金等)及び子供の数等を考慮に入れて決定され、一定の枠内の中で、全額の補助金を受けられるケースもあれば、一切の補助金も受けられないケースもある。

(4) 近隣の騒音対策

違法な騒音があると、それを止めるための通知がLAより発行され、通知に従わなければ、重大な違反とみなされ告発される。なお、通知に従わない場合は、罰金として£5,080～£20,000が課せられる。

ウエストミンスター市では、このような騒音に対し、24時間ノイズチームを組織し1年365日、24時間体制で対応している。

(5) ねずみ・生活害虫の対応

土地所有者又は占有者は、多数のねずみの横行に気がつき、実際にそれを確認した場合は、L Aに文書で届け出ることとなっている。(但し農地などは除く)

また、L Aは他の施設等への被害影響も考慮し、所有者等に施設の改善や駆除実施の通知を出したり、必要に応じてL A自ら駆除を実施し、かかった費用の回収もできる。

(6) その他

- ① L Aは、近隣のアメニティーに重大な影響を与えるごみ(R u b b i s h)の放置堆積についても、公衆衛生法(Public Health Act)に基づき、積極的に対応している。
- ② レジオネラ対策として、クーリングタワーを持つ施設の名称や設置数などの届出、監視・指導を行っている。
- ③ ウェストミンスター市では、住民などが多量に排気ガスを排出している自動車を確認した場合、指定されたハガキ(Exhaust Watch Report Card)に必要事項(①問題のある自動車を見た日時、場所、②車の種類、③車のナンバー等)を記入し投函又は電話で市に報告するという制度がある。

2 スウェーデン

(1) 換気システム性能検査制度

1991年に計画・建築法(P B A)に基づき、換気設備の性能チェックを実施することを盛り込んだ規則が制定された。その主な内容は①建築物の所有者は、換気システムが初めて使用される前とその後の定期的な性能チェックを建築物の用途に応じ実施する責任がある。②性能チェックはスウェーデン住宅建築計画局又は自治体より資格を得た検査員によって実施される。③所有者が換気システム性能チェックを行わなかったり、6か月以内に問題点の改善を行い再検査を受けなかった場合は、自治体は検査実施命令や罰金を徴収することができる。④自治体は必要に応じ施設に立ち入ることができる、というものである。なお、実施後は実施証明書が発行される。

(2) アレルギーイヤー95

1995年を、スウェーデンのアレルギー年として宣言し、長期アレルギー防止作業を進めるために、全ての人達への知識の普及啓発及び情報提供を目的とした、広範多岐に渡る情報キャンペーンが、スウェーデン喘息アレルギー協会、薬剤師会、医師会、食品協会の協力のもとに実施された。

メッセージは主に、室内環境、室外環境、食品、皮膚に焦点があてられ、様々なアレルギー原因物質からの暴露をどのように防ぐか、また、アレルギーから子供たちをどのように守ったらよいかを伝えている。

(3) ラドン

スウェーデンは、住宅におけるラドンによる健康障害を最初に指摘した国であり、

1981年には、世界で最初に居住空間におけるラドンの規制値を設定した。

その内容は、既存の建物は $400\text{Bq}/\text{m}^3$ 、新規ビルは $200\text{Bq}/\text{m}^3$ 以下というものであり、 $400\text{Bq}/\text{m}^3$ を超える住居は不衛生住宅とみなされる。

スウェーデンでは、毎年300~1500人(人口は8.7百万人)が家の中のラドンの影響による肺癌で死亡していると言われており、国や地方当局では床下換気等の改善指導を行っている。

3 オランダ

(1) Municipal Health Service(G G & G D)の活動

アムステルダム市には、日本の保健所に類似するG G & G Dというオフィスがあり、公衆衛生、保健・予防、健康推進及び健康教育などのサービスを提供している。

(2) 新たな取り組み(The Plan of Action for Sustainable Building)

住宅省(Ministry of Housing)では、環境政策の一環として、環境に配慮した持続可能なビル建設の行動計画を作成し、幅広い範囲で適用していく試みを進めている。

なお、行動計画の中には、主なテーマとして省エネルギーや節水も盛り込まれている。

千葉市美浜区は千葉市の西部に位置し、全域が埋め立てによる造成地である。道路、上下水道、公園が計画的に整備され、中央をJR京葉線が走り大型店舗も多い。幕張メッセを中心とした幕張新都心や千葉マリスタジアムがあることでも有名である。

このような条件からか、住みやすいと人気が高いという調査があり、最近も幕張新都心で新しい集合住宅の大規模な開発が進められている。

高齢者人口の比率は右表の通りである。60歳以上、65歳以上ともに千葉市全域平均に比べて美浜区は低い数字で、一見「美浜区は若い街」と言うこともできる。

高齢者人口比率 [%]

	60歳以上	65歳以上
千葉市全域	15.3	9.8
美浜区	9.9	5.3

しかし今回、千葉市保健所の保健婦による調査で、美浜区の表に見えない問題点が報告された。ここに概略を紹介する。

調査は40歳以上の在宅要援護者（日常生活自立度B、Cランク）658名について、その出現率を千葉市の7地区の年齢構成を考慮し標準化して比較し、その特性を調べたものである。

調査項目は、年齢、ねたきり原因疾患、介護状況とし、ねたきり原因疾患は「成人病」「整形外科疾患」「難病」「痴呆」の4疾患群にわけ、介護状況は「家庭内介護者不足」「介護者の不健康」「介護知識・技術等の情報不足」「介護意欲低下」の4群にわけて統計処理を行った。

まず、標準化要援護者率をだすと、千葉市全域平均を100としたとき美浜区は204と高い比率を示した。高齢者人口の比率からは予想できない高さである。

次にねたきり原因疾患を年齢構成から標準化し、千葉市全域平均を100としたときの美浜区の指数を示したのが下表である。整形外科疾患、痴呆、成人病において非常に高い比率を示している。参考に市内で最も低い標準化要援護者率であった「こて橋保健センター」管内の指数を示した。「こて橋保健センター」管内は比較的古い街が多いが、その数字と比較すると、美浜区の比率の高さがきわだつと言える。

ねたきり原因疾患標準化指数 [千葉市全域平均: 100]

	整形外科疾患	痴呆	成人病	難病
美浜区	295	249	173	109
こて橋保健センター管内	67	27	71	48

訪問担当者を含む保健婦が記録より、対象についてねたきり発生の背景をみたところ、住宅や家族状況に起因する環境要因に問題があると感じられた。

美浜区の家庭状況については、高齢者人口比率は前に述べたように5.3%（市全域平均9.8%）であるが、65歳以上のねたきり高齢者の比率（ねたきり高齢者数/高齢者数）では2.4%であり市全域平均の2.8%と比べてさほど低くない。そして、独り暮らし高齢者の比率（独り暮らし高齢者数/高齢者数）にあっては14.3%で市内で最も高い数字である。（市全域平均9.3%）同様に高齢者世帯の率も高いものとなっている。

住宅の面では美浜区は集合住宅が多く、3階建以上の集合住宅の世帯数の比率は86%に及ぶ。また、一般にエレベーターの設置されていない3～5階建の集合住宅の世帯数が60%以上である。千葉市全体の3階建以上の集合住宅の比率が37%、同じく3～5階建の集合住宅の世帯数28%と比べても非常に高率である。また、全体としては昭和40年代から50年代にかけて建設された団地が多く、1戸あたりの床面積も狭く、多世代の家族が同居できるものは少ない。

このような条件から単なる高齢者率は低いものの、問題を抱える状況が理解される。

集合住宅のスペースの関係から成長した子供が転出し、単身あるいは高齢者のみの世帯

になる。地域のコミュニティの力が弱く、居住者の意識もあまり地域的なつながりを求めないため、高齢者が住まいに引きこもり、痴呆の増加の一因となっている。実際に民生委員が訪問や電話をしても答えない高齢者も多く、夜に部屋の照明がつくことで安否を確認することもあるということである。

同じくエレベーターのない中層住宅が多いことから、軽度の身体的障害でも戸外に出ることが困難になってしまっている。居住階が1階であっても設備の問題から階段で5段程度は昇降しなければならず、ましてや2階以上でエレベーターがなければ、介護者一人で戸外へ連れて行くことは非常に困難である。

介護における問題点の状況を標準化したものが下表である。

介護状況標準化指数〔千葉市全域平均：100〕

	介護知識・技術不足	介護意欲不足	介護者なし	マンパワー不足	介護者不健康
美浜区	960	457	470	268	85

この結果から、ねたきをめぐる地域住民の助け合いの力の弱さ、家庭内でのねたきり介護力の乏しさがうかがえる。

美浜区を担当する千葉市高洲保健センターでは、従来行ってきた家庭介護教室を発展させたヘルスボランティア教室を平成7年度から実施している。これは単なる介護技術を知らせるだけでなく、ボランティア活動を大きく意識し、地域づくりの推進者の育成を目的としたものである。住宅状況から特性として生まれる高齢者の問題に、保健の立場から、地域の力を上げることで対応していこうという積極的な取り組みといえる。今後地域を支える人材の輩出に大きな期待がかけられる。

高齢者に配慮の少ない、多数の集合住宅を抱えるという地域の状況を把握し、その解決を地域力をつけることに求め、ボランティア育成という施策を展開している点で、千葉市の保健婦の活動は評価の高いものである。

また、この活動成果が今後の美浜区の住まいづくりに反映されることが期待される。

取材協力いただいた、千葉市高洲保健センター所長 徳満静子様へ感謝申し上げます。

(問い合わせ先：千葉市高洲保健センター 徳満静子 千葉県千葉市美浜区高洲3-12-1 ☎ 043-279-5300)

事務局だより

★1997年度「住まいと健康フォーラム」総会・全国フォーラムについて

1997年度の総会と全国フォーラムの日程等をお知らせします。

日時 **1997年7月11日(金)**

午後1時30分から5時

場所 国立公衆衛生院

テーマ 快適で健康的な住まいづくり(仮題)

詳細は、追ってお知らせいたします。

全国フォーラムは、住まいと健康に関心を寄せてもらういい機会です。会員の皆さんはもちろん、周りの会員以外の方も誘いいただき、多数のご参加をお願いいたします。

定期異動の関係で、ニュースが所属以外に届いてしまった場合も多かったと思われます。所属変更の場合は事務局あてにご連絡ください。(注：FAXナンバーが変わりました)なお名簿の訂正には尽力しておりますが、事務局多忙のため、前所属に送付されることもあろうかと思えます。連絡後でも訂正漏れと思われる場合は、再度ご連絡ください。

事務局

〒108 東京都港区白金台4-6-1

国立公衆衛生院 建築衛生学部 住宅衛生室 松本恭治 鈴木晃

電話 03-3441-7111 内線277 FAX 03-3446-4723

事務局不在のことが多いので、ご連絡はなるべくFAXをお願いします。